

高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会 各回議事要旨抜粋

○：部会員発言 ●：事務局発言

設置対象施設について

○ 聴覚障がい者は、病院やホテルを利用する際、夜間、就寝中に火事が起こらないかとても不安に感じている。看護師等は火災時には多数の患者を避難させなければならないので、聴覚障がい者の患者に実際に対応できるのか懸念がある。

以前にろう学校の寄宿舎における火災で多くの死者が出た事例が2件あり、非常に残念な思いをしている。 (平成24年10月29日開催 第2回検討部会)

○ 聴覚障がいの方が入所される養護老人ホーム等に関しては是非必要なものだと思う。しかし、認知症の方は光であっても認知できない。 (平成24年10月29日開催 第2回検討部会)

○ 映写中、あるいは公演中に音による警報があっても、聴覚障がい者は気付くことができない。照明が点灯すれば、異常と気付くこともできる。それもある意味での光警報だと解釈するというのもあるのではないか。 (平成24年10月29日開催 第2回検討部会)

● 今の設置基準の案では、自動火災報知設備が設置されたものに設置することが望ましいとしているが、自動火災報知設備は、比較的小規模な、300平米以上の建物を中心に設置が義務づけられているので、光警報装置が特に必要な用途・面積規模については、今後検討が必要であると考えている。

具体的には、ホテルや劇場、駅・空港のロビー、百貨店の売り場、病院の外来など、不特定、または多数の利用が見込まれる用途であって、一定の広さのある空間に優先的に設置するよう検討していくべきではないかと考えている。 (平成26年3月11日開催 第4回検討部会)

設置場所について

○ 「病院等」の設置場所としては外来中心で、病棟は必要ないと考える。地震避難訓練の際に聴覚障がい、視覚障がいのある患者に対しては一日中担当の看護師が必ず駆けつけ対応することをどこの病院も行っている。 (平成24年10月29日開催 第2回検討部会)

○ 光警報装置の死角部分から一定の歩行距離を移動することによって、光警報装置の光に気付くことができる場所は死角となることを認めるということだが、死角になる場所に椅子やベンチ等がある場合には危険ではないか。そのようなケースも考慮してはどうか。 (平成24年10月29日開催 第2回検討部会)

● 施設の従業員については、中には聴覚障がいの方もいるかもしれないが、健常者もいるので、音で覚知をして、障がいがある従業員がいれば、その方を誘導して避難することができると考えている。 (平成25年11月12日開催 第3回検討部会)

○ トイレについては、国際空港では設置事例もあり、日本では羽田空港でトイレの中に光を使っていると聞いている。 (平成25年11月12日開催 第3回検討部会)

- 設置対象物について、一定の広さのある空間で不特定多数の方が利用する場所が挙げられている点は賛成であるが、一方で、ホテルの客室には設置しなくて良いのか。全客室に設置する必要はないと思うが、宿泊客から要望があった場合はそのような部屋を案内したり、可動式で付け外し自由な装置を考えたりする必要もある。 (平成26年3月11日開催 第4回検討部会)
- 病室・診察室などの医師、看護師など病院関係者による人的対応が期待できる部分については設置を要しないなどの基準化が必要ではないか。また、設計時は、用途のみでは判断できない場合が多く、基準化が必要ではないか。トイレなどの個室について、ブースの形状(天井部分の開口)により、ブースの外に設置した光警報装置では有効に見ることができない場合もあるので、それについて基準化が必要ではないか。また、柱などの死角部分をすべて包含する場合、光警報装置の機器の個数がふえるため、一定の緩和要件が必要ではないか。 (平成26年3月11日開催 第4回検討部会)
- 訓練参加者の意見として、「トイレ、シャワー室、浴室などの個室においては、音のみの警報では認知することは不可能であり、優先的に設置してほしい。」「天井よりも壁設置のほうがわかりやすい。」といったものがあった。 (平成26年3月11日開催 第4回検討部会)

設置費用について

- 今回の実験で使った機器については、1つの制御盤から15個の光警報装置を発光させることができるが、広い空間で多くの光警報装置が必要になると、制御盤の数もその分必要になってくる。 (平成26年3月11日開催 第4回検討部会)
- 今回、電源については、非常電源から配線を延ばしたり、蓄電池を専用に設置したりしたため、その点で費用がかさんだ。 (平成26年3月11日開催 第4回検討部会)
- 既存の施設に設置する場合、消防用設備として専用の電源の確保が難しい、また、同じ系統に設置できる個数が限られており、面積の大きい施設の場合は、光警報装置の制御盤の設置が増え、設置費用がかさむ傾向にある。 (平成26年3月11日開催 第4回検討部会)
- 光警報装置の設置部分の床面積の小さい方が、1平米当たりの工事単価は高い傾向にあるが、平均としては、1平米当たり約3,000円という結果となった。光警報装置1個あたりの工事単価は、設置対象施設の面積によるばらつきは少なく、1個当たり平均約22万円という結果になっている。既存施設に設置する場合は、配線ルート確保や、営業時間外の夜間工事など、新築工事以上に工事費を必要とする要因が多い。 (平成26年3月11日開催 第4回検討部会)

今後の普及方法について

- 設置対象物及び設置場所については、今後更なる検討を重ねていくことが必要と考える。その間に、自主的に設置したいと考えるものに対し、設置・維持基準(案)というようなガイドラインを示していくことを考えている。 (平成26年3月11日開催 第4回検討部会)
- 法的義務にするのか、あるいはガイドラインにするのか、いずれにしても効果があるものを普及させていくという第一歩を踏み出さなければ、普及につながっていかない。 (平成26年3月11日開催 第4回検討部会)

1日開催 第4回検討部会)

発光色について

- 明るい場所とそうでない場所では、点滅する光の認知のしやすさは相当変わるのではないか。
(平成25年11月12日開催 第3回検討部会)
- 発光色について、赤色は危機感をあおる色であると考えられる。目立つ色でもあるので、大空間でも効果が高いのではないか。
(平成26年3月11日開催 第4回検討部会)
- 発光色について、海外では赤色も認めている国もある。
(平成26年3月11日開催 第4回検討部会)
- 赤色光については、光源が弱いため、白色光の方が認知し易いのではないかと考える。
(平成26年3月11日開催 第4回検討部会)
- 発光色について、1色に統一するのか、それとも場所によって色を分けるのか考える必要があるのではないか。
(平成26年3月11日開催 第4回検討部会)
- アメリカ、韓国及び中国では、法制化により空港、美術館及び博物館等に、光警報装置が設置されているが、これらの場所に設置されている光警報装置の発光色は全て白である。赤色光は、フィルターが間に入るため、光の強さが減衰してしまう。認知のしやすさを第一に考えると、光の強さを確保しなければならない。
(平成26年3月11日開催 第4回検討部会)
- 色の問題や点滅周期の問題については、海外事情も踏まえて、今後整理して欲しい。
(平成26年3月11日開催 第4回検討部会)

光警報装置以外の警報装置の検討について

- 平成22年のアンケート調査結果では、健聴者が一緒にいるところについてはフラッシュライトが最も有効とされているが、健聴者が一緒にいない場所については、最も有効とされているのは文字表示装置であり、次にフラッシュライトという結果になっている。
(平成24年6月21日開催 第1回検討部会)
- 光警報装置については、あまり技術革新が進んでないという話も聞いているが、将来的には利用者自身が携帯する機器に通信を利用して警報する装置等、違う形態のものを考えているのか。
(平成24年6月21日開催 第1回検討部会)
- 誘導灯・誘導標識については、聴覚障がい者に対応したような点滅式のを既に法令上にある程度位置づけているが、火災を知らせるといふ部分については十分に検討が行われていない。
- 就寝中は光の警報では気付かない。平成22年度の検討では就寝中は振動警報を設置してほしいという話があった。
(平成24年6月21日開催 第1回検討部会)
- 聴覚障がい者は音を認識できないので、出火場所等の細かな情報を聴覚障がい者に理解させるためには、やはり状況を文字で示す必要があるのではないか。
(平成25年11月12日開催 第3回検討部会)